

令和3年5月6日

議員各位

参議院事務局庶務部議員課

令和3年度参議院国會議員政策担当秘書研修の実施について（お知らせ）

令和3年度参議院国會議員政策担当秘書研修を下記の要領で実施しますので、お知らせいたします。各議員から、選考採用審査対象者として申請を予定している者1名について受講申請することができます。

政策担当秘書研修は、原則として年1回の実施となっておりますので、受講者の要件、申請受付期間等を確認のうえ、お早めにご申請ください。

記

1 受講者の要件

本年度の選考採用審査認定の申請による採用が可能となる令和3年11月1日現在において65歳未満の者（昭和31年11月3日以降生まれの者）で、かつ、次の（1）又は（2）に該当する者です。

- （1）公設秘書（第一秘書・第二秘書）として在職した期間が10年以上の者
- （2）公設秘書在職期間が5年以上10年未満で、次の①～③に従事した期間と合算して10年以上の者
 - ① 政党職員（国會議員が所属している政党の職員）
 - ② 私設の議員秘書
 - ③ 国若しくは地方公共団体の公務員又は会社、労働組合その他の団体の職員として従事した政策立案・調査研究の職務

公設秘書在職期間は申請書類一式の手交前に確認いたします。

※詳細は、後述「3 受講申請手続」をご参照ください。

2 申請受付期間

令和3年5月6日（木）～8月5日（木）

3 受講申請手続

(1) 「公設秘書在職期間」及び「申請する議員」の確認

「公設秘書在職期間」を議員課へお問合せください。議員課において確認し、ご連絡いたします。また、「申請する議員氏名」を確認いたします。

※現職公設秘書の在職期間は、在職見込みとして、

審査認定を行う月（令和3年10月）現在で算定可能です。

議員課政策担当秘書係

内線 74216・74217 直通 03(5521)7485

(2) 申請書類一式の手交

前述（1）の確認後、議員課へお越し下さい。申請書類をお渡しします。（代理可）

- ① 政策担当秘書研修受講申請書（様式3）
- ② 研修受講者の要件に該当することを証明する書類
 - ・前述1の（1）に該当する者の場合（様式4-1）
研修受講を申請する議員の証明
 - ・前述1の（2）に該当する者の場合（様式4-2）
研修受講を申請する議員の証明及び
その議員の属する政党又は会派の確認
- ③ 履歴書（所定の様式 写真（縦3cm×横2.5cm）1枚貼付）

(3) 申請書類一式の提出

申請受付期間内に議員課へお越しのうえ、上記①～③をご提出ください。（代理可）

申請受付期間 5月6日（木）～8月5日（木）

4 研修期間・時間

令和3年8月30日（月）～9月10日（金）の2週間（土曜日・日曜日を除く実質10日間）
各日とも、10:00～12:30、14:00～16:30の2时限・5時間（计20时限・50時間）

5 研修の実施場所

参議院第二別館東棟6階 研修室（予定）

6 研修内容及び方法

受講者には「研修受講者のしおり」等を別途配付いたしますので、そちらをご参照ください。

7 その他

研修期間中、受講者は研修に専念していただきます。電話の取次・伝言等は、一切お断りいたします。

お問い合わせ先

参議院事務局庶務部議員課政策担当秘書係（参議院議員会館地下2階）
電話 03(3581)3111 内線 74216・74217 直通 03(5521)7485

研修関係日程について

【要 件】 公設秘書歴があり
政策担当秘書研修
を修了した者

